



盛岡市プレスリリース

～あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手～

令和4年1月21日
子ども未来部
子ども青少年課

市政記者クラブ加盟社 各位

子育て世帯への臨時特別給付金（盛岡市独自分）の支給について

本日21日に開会された市議会1月臨時会において可決された給付金事業の概要についてお知らせします。

盛岡市は国の給付金（子育て世帯への臨時特別給付金）が届かない離婚家庭等を支援するため、下記の支給対象者に児童一人当たり10万円を支給します。詳細は下記のとおりです。

記

1 支給対象者

国の給付金支給の対象となる児童（※1）を養育し、次のいずれかに該当する方

- (1) 令和3年9月以降に離婚等（※2）により、国の給付金の受給者と生計が別になった者で、受給者から国の給付金を受け取ることができない者
- (2) 元配偶者の所得要件により、国の給付金の対象外であったが、令和3年9月以降に離婚等により、児童手当（本則給付）の支給対象となる所得水準になった者

2 給付の内容

児童一人当たり10万円

3 市が見込んでいる対象世帯数及び児童数

47世帯（児童数 98人）

4 事業費

9,822千円（需用費、役務費 22千円、補助金9,800千円）

5 スケジュール

- 1月下旬 申請対象者抽出、申請案内送付、申請受付開始
- 2月中旬 随時対象者を審査し給付金支給
- 3月31日 対象者の決定終了

※1 ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童、②9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童、③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童

※2 ①離婚した者、②離婚協議中での別居中の者、③DVにより別居中の者

【問合せ先】

子ども青少年課
TEL 019-613-8354
担当者 課長 佐久山 久美子